

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 1 月 4 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 3 年度から令和 7 年度原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日まで

(3) 納入場所

入札説明書による。

(4) 入札方法

本件は、価格と技術等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。入札金額は、総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 01・02・03 年度（平成 31・32・33 年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」及び「役務の提供等」において、入札時まで「A」又は「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情報処理」又は「その他」に登録している者であること。

(4) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(6) 環境省及び他府省庁等から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(7) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。

(8) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(9) 次の事業者（再委託先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。

ア 「令和2年度原子力規制委員会ネットワークシステムの調達に係る追加調査及び支援業務」の受注事業者

イ 「令和3年度原子力規制委員会ネットワークシステムの工程管理支援業務」の受注事業者

(10) 調達仕様書の妥当性確認及び入札事業者の審査に関する業務を行う政府CIO補佐官・その支援スタッフ等の属する又は過去2年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。または、政府CIO補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）でないこと。

(11) 単独で対象業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(10)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。なお、入札参加グループとは、本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。

(12) その他、入札説明書に定める資格を有する者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、入札説明会に参加した上で、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する調達仕様書、要件定義書及び応札資料作成要領に基づき適合証明書及び応札資料を作成し、受領期限内に資料を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書及び応札資料は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所等

① 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル5階

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室 大崎

T E L 03-5114-2130

F A X 03-5114-2250

※ 仕様に関する質問は、電話にて受け付ける。

② 入札説明書の交付方法

原子力規制庁ホームページの「調達情報」から「物品・役務」>「一般競争入札」より必要な件名を選択し、入札競争説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<https://www.nsr.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html>

ただし、要件定義書は、原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房総務課情報システム室（六本木ファーストビル5階）にて配布する。

(2) 入札説明会の日時及び場所

令和3年1月19日（火）13時15分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

※1 参加人数は、原則1社2名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

※3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

(3) 応札資料及び適合証明書の受領期限及び提出場所

① 受領期限

令和3年2月24日（水）12時00分

② 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル5階

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房総務課情報システム室

③ 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は①の期限までに同システム上で提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は①の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる受領は受け付けない。

(4) その他

審査の結果は令和3年3月16日（火）中に電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

(5) 入開札の日時及び場所

令和3年3月18日（木）13時15分

5. 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

- ・電子調達システム用 URL:<https://www.geps.go.jp/>

6. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書等に基づき提案書等を作成し、受領期限内に提出すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札者の作成した提案書は、原子力規制委員会原子力規制庁において審査をするものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし採用し得ると判断した提案書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

② 提案書が、原子力規制委員会原子力規制庁による審査の結果、合格していること。

(7) 契約締結日までに令和 3 年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

なお、本調達は、令和 3 年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とするものとする。

(8) 詳細は入札説明書による。

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。